

# 参議院災害対策特別委員会会議録第六号

平成十年四月二十二日(水曜日)  
午後五時三十分開会

### 委員の異動

四月十日

補欠選任  
田 英夫君

補欠選任  
田 英夫君

四月十三日

補欠選任  
山下 芳生君

補欠選任  
山下 芳生君

四月二十二日

補欠選任  
村沢 牧君

補欠選任  
村沢 牧君

補欠選任  
木庭健太郎君  
大洲 絹子君  
田 英夫君

補欠選任  
風間 昶君  
三重野栄子君  
村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

浦田 勝君

委員

清水 達雄君  
田浦 直君  
本岡 昭次君  
但馬 久美君

阿部 正俊君  
芦尾 長司君  
岩井 國臣君  
陣内 孝雄君  
長谷川道郎君  
馳 浩君  
依田 智治君  
足立 良平君  
平田 健二君  
前川 忠夫君

風間 昶君  
三重野栄子君  
村沢 牧君  
山下 芳生君  
平野 貞夫君  
清水 達雄君  
芦尾 長司君  
前川 忠夫君  
但馬 久美君  
及川 一夫君  
都築 讓君  
亀井 久興君  
田中 正章君  
山本 正堯君  
八島 秀雄君  
小田 実君  
片山 恒雄君  
小室 豊允君

本日、の会議に付した案件  
○参考人の出席要求に関する件  
○災害対策樹立に関する調査  
○被災者生活再建支援法(清水達雄君外六名発)

議  
○委員長(浦田勝君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。  
本日、木庭健太郎君、田英夫君及び大洲絹子君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君、村沢牧君及び三重野栄子君が選任されました。  
○委員長(浦田勝君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
災害対策樹立に関する調査のため、本日、参考人として作家・市民議員立法実現推進本部代表小田実君、防災科学技術研究所所長片山恒雄君及び姫路獨協大学経済情報学部長小室豊允君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
○委員長(浦田勝君) 災害対策樹立に関する調査のうち、被災者支援のあり方に関する件を議題といたします。  
この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。  
本日は、御多忙のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。  
参考人の方々に、忌憚のない御意見を述べいただきたいと思っておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。  
本日の議事の進め方について御説明いたします。  
まず小田参考人、次に片山参考人、次に小室参考人の順で一人十五分程度、被災者支援のあり方について御意見を述べたいと思っております。  
なお、参考人の方々の御発言は着席のままです。小田参考人。  
○参考人(小田実君) まず第一に、こういう機会を与えてくださった議員諸氏の努力に感謝します。被災者一同にかわって、私自身も被災者ですが、お礼の言葉を申し上げたいと思っております。それでは、私たちが、私を含めてなぜ公的援助の実現を求めて動いてきたか、その理由についてまず申し上げます。  
私自身、西宮の被災者として、そしてまたその後、さまざまに救援活動を被災者の一人として行ってきたんです。私の著作活動の中でさまざまな調査をして、朝日新聞刊行の「被災の思想」の思想」という本にまとめました。そのような活動を通じて一年間やってみた結果、やはりこれは被災者を根本的に救うためには公的援助が必要である、そういう認識に一年かかって達したんです。これは被災者自身の実情といたる調査の結果です。そして、それは可能であると。世界各国でやっていること、あるいは可能であると、先進各国でやっていることは可能であると、そういう結論に達しました。  
結論の中身を申し上げますと、やはり本日の復興というものは市民生活の再建がないとできない、幾ら復興にお金を費やして建物を建てたり道路をつくったりしても、本当の意味の全体的復興につながる。それはつぶさに私は自分で調査し、自分で体験し、自分で調べてみた結果なんです。やはり市民生活の根本であるところの生活基盤が破壊されていると。生活基盤の破壊を最小限公的援助で補う、それが一つの土台を形成する。

これは個人的な財産の補償ではありません、これは間違いないように申し上げたいと思います。

生活基盤の回復に必要な公的支援をする、そのことよって市民生活の再建が成る。そういう土台が形成された上で初めていわゆる自助努力による復興が、自分たちの生活の再建が成る。市民の生活の再建が成って初めて真の意味のその地域における復興が成立すると、そういうことをつづさば私は体験しました。

そしてもう一つは、例えば島原とか奥尻島の例を私も調べました。その場合は一時金として四百万円、生活基盤回復という名称ではありませんけれども、その意味で支給された四百万円、それに積み立てていけば千三百万円ぐらいになって、かなり自力更生、自助努力による復興は成っているんです。しかし、これは義援金からのものなんです、義援金からのものである。もちろん、御承知のように、阪神・淡路大震災は巨大な震災であった、巨大な義援金の集積が日本全体の市民の手によつてなされたんです。しかし、それは分けてみたら、正確に分けるかどうかは別にしまして、この三年間において二十四万円、三十万円、四十万円程度しか手にすることができなかった。これではとても不可能である。

そうすると、義援金からではできない、これでもやはり私たちの認識に達したんです。やはり国家が責任を持つて援助をするということがまず必要であろうと。その上でいろんな努力がなされてきたらいいんじゃないかというのが結論として考えたことでもあります。そういうことを考えたんだけれども法制度がないんだと、法制度がないならば私たち自身がつくらなきゃいけない。

村山富市首相が前例のない大災害とおっしゃるならば、前例のないことを我々は考えなきゃいけない、それを私は議員にも訴えたいけれども、なかなか、それぞれの議員が努力されたことを私は多謝としますけれども、しかし議員一人の努力でもできなかったし、政党的努力でもできない、あるいは市民運動が幾ら広がってもできなかった。

そこで私たちが考えたのは、法制度づくりを一緒にしようじゃないかと。市民立法、これは主権在民の原理に基づいても一番大事なことになるけれども、やはり市民が主体になって考える。殊に被災した市民たちが自分たちの問題としてとらえる、そしてまた日本全国の市民が同じ問題を自分の問題としてとらえる、そういう方々が集まる必要があるというので、私は市民発議の市民立法という考え方を考えました。市民立法に重なる形で議員立法をつくっていったらどうかと、市民・議員立法なんです。私たちはそれを考えた。今までの政治のあり方として陳情政治がある、ただお願いする、お願いする、これは効果がなかった。同時にまた、これは主権在民の民主主義の原理に反します。それから抗議政治、けしからぬおまえはというどなり上げる政治、これもやっつたんです。これは必要なんだけれども、幾らやっつても変わらなかった。

そうすると、やはり市民と議員が手を組んでするということが一番肝心であると、これが本場に議会制民主主義の一番基本的原則にかなうことなんです。私たちがしたことは、自分たちで法案をつくり、こういうものをつくつたらどうかということ、最小限の生活基盤の回復だけをまず考えるという法律なんです。それで私たちは素案をつくつて、これは超党派でやるべきことなんです。超党派の議員たちに送りつけた。八百人ぐらいいらつしやると思っていますけれども、それを私たちが手弁当でやっつたんです。知っている政治家とも話をしなかつた。送つたんです。そうすると、見事なことになった。これはほとんど超党派です。言つてくださった。これはほとんど超党派です。それから出発して延々とやってきました、御承知のように被災者等支援法案に突いて、そして参議院に正式に去年上程されました。そして、二度のつるしに遭つて、継続審議になつて現在に至つていられるという状態なんです。

私は、これは非常に貴重なことだと思つて、被災者自身の現状認識から出発して、体験から出発して全体のものとして考えようじゃないか、日本全体のものとして考えていこうじゃないか、しかもそれを市民だけでなく議員も一緒に考えていく、議員と一緒につくり上げていく。このことの意味は、被災者の救援の問題とともに、これからの民主主義のあり方の根本ではないかと私たちは考えているところなんです。

それで、私たちの果たした成果、これは大いにあつたと思つてます。私たちの成果は、個々の政党がどうしたかということではなくて、一つの原理的な土台をつくつたと思つてます。どうして公的援助が必要であるというところ、生活基盤の回復、市民一人一人の生活基盤の回復がないとやっいけないんだということなんです。このこと、コンセンサスを私たちはつくってきたと思つてます。このコンセンサスは今市民あるは議会の中でもかなりでき上がつて、例えば生活再建支援法案もそのコンセンサスの上で形成されたものだと私たちは理解します。そういうコンセンサスがなかつたんです。二年前には全くゼロだった、あるいは三年前もゼロだったんです。それが今生活基盤の回復とか公的支援は必要であるということ、あるいは市民権を得ている、あるいは議会の中だけでもちゃんと普通の市民権を得た言葉としてしゃべられていく。そこまでは私たちが形成したんです。その上にいろんな政党の考え方が出てくるのは当然です。しかし、この土台をつくつたことは非常に大事なんです。

その土台に基づき、土台の中で出てきたことは、今まで妄想があつたんです、妄念。例えば、政治が天災を引き起こしたわけじゃない、天災に對して政治は責任がないというふうなことが最初によく言われたんです。総理大臣が震災を起こしたわけじゃない、そんなの当たり前の話ですよ。私たちの考えることは、天災というのは必ず市民に被災をもたらす。被災を人災に変えたいために政治があるんです。そのために市民は税金を払い、国の政治、地方自治体の政治を支えてきてい

ら出発して全体のものとして考えようじゃないか、日本全体のものとして考えていこうじゃないか、しかもそれを市民だけでなく議員も一緒に考えていく、議員と一緒につくり上げていく。このことの意味は、被災者の救援の問題とともに、これからの民主主義のあり方の根本ではないかと私たちは考えているところなんです。

非常に大事なんです。あるいは形成しているんです。これは非常に大事なんです。阪神・淡路大震災は被災者が人災に変わってしまったんですね。例えば、関連死、孤独死、自殺、餓死。私の前の市立仮設住宅でも餓死が出ています。もう驚くべきことなんです。経済大国でこれは一体何だ。なれば、やはりここで根本的にそういう考え方は間違つていります。政治は責任があるんですよ。政治の責任を果たしていかつたことは事実なんです。それは関連死、孤独死、自殺、餓死。だれも信じがたいことなんです、この経済大国において餓死が出るなんて。私はあちこち講演しているけれども、外国で講演してもだれも信じがたい。しかし、事実なんです。これはやっぱり考えていただいたと思つてます、政治の要路に立つ人は。

それからもう一つ、例えば、これは村山富市氏がおつしやつたことだとよく言われているんですけれども、この国の経済システムでは個人財産の補償はできないんだとおつしやつた。そのことの大きな間違いです。

例えばアメリカ合衆国というのは、くしくもあの阪神・淡路大震災の一年前のノースリッジ地震においては最高二万二千二百ドルに上るものを支給している。それは連邦政府と州政府の責任において支給している。この事実も当然のことなんです。そして、私たちの調べた限り、ドイツもやっつている、あるいはイタリアさえやっついている。イタリアさへという言い方は悪いけれども、割と財政的に苦しい国であるイタリアさへも堂々とやっついているんです。これはやらなきゃいけないんです、市民には。

アメリカの根拠は非常に簡単です。アメリカの根拠というのは民主主義国家。我々は民主主義国家です。民主主義国家というものは、市民によつて成り立っているんだ、市民の生活が天災によつて大きな損害をこうむれば危機に陥る、市民の生活が危機に陥ることイコール民主主義国家の危機である、だからこそ我々は公的援助をするので

ら出発して全体のものとして考えようじゃないか、日本全体のものとして考えていこうじゃないか、しかもそれを市民だけでなく議員も一緒に考えていく、議員と一緒につくり上げていく。このことの意味は、被災者の救援の問題とともに、これからの民主主義のあり方の根本ではないかと私たちは考えているところなんです。

ら出発して全体のものとして考えようじゃないか、日本全体のものとして考えていこうじゃないか、しかもそれを市民だけでなく議員も一緒に考えていく、議員と一緒につくり上げていく。このことの意味は、被災者の救援の問題とともに、これからの民主主義のあり方の根本ではないかと私たちは考えているところなんです。

あるということをしたんです。  
そして、そのときは個人的な財産の補償はしないと言いつながら、今度は金融機構の破綻に対しては幾らでも公的援助をする。早々と三十兆円に上るものを、金融機構に行くものを公的支援か何かいろいろな名前をつけながらする。即日決めてしまおう。

しかし、私たちの法案はもう二年にわたってたなざらしになったままここまで来ている。これは一体何だ。三十兆円に上るものに対して、例えば無責任だとか汚職だとか犯罪さえも不問に付してもやるといふこの国のあり方は一体何だ。そして、被災者に対しては、地震を引き起こしたのは被災者じゃありません。何の責任もない者に対しては断然壁を厚くして、いろいろ細かな基準を設けてなかなかしようとしなさい、あるいは一切しようとしなさい、ほとんどしようとしなさい。そういう状態でもここまで過ぎてきて、この国は一体何だということに当然なると思うんです。

私は、ここで大事なことは、ちゃんと国の基本を固めたいと思うんです。私たちは、阪神・淡路大震災の被災者の救済とともに、この国のあり方を根本からやっばり問題にして皆さん方に考えていただきたい、これを超党派で考えていただきたいと思うんです。

そして、我々がやってきたことはそうなんですけれども、これから一番公的援助が必要だと言うと、すぐ財政から出発する人がいるんですね。財政が、金がない金がないと言いつながら、実際に金融機構の破綻に対しては三十兆円出すと即刻決めちゃう。

私は、これは想起していただきたいのは、大日本帝国は関東大震災の翌年の予算を大幅に減らしたんです。例えば、海軍省予算は一八%減らした、内務省予算は二二%減らしたというふうな物すごく減らしました。ただひたすらそれに回さなきゃいけないということをやっているんだけれども、この国の予算を見ますと、阪神・淡路大震災の翌年もそれ以上にやっています。

一体これは何だろう、私は被災者の一人として怒り心頭に発したことがあります。やっばりこのことを考えていただきたい。財源の問題より先に、この国のあり方の根本の問題として考えていただきたい。予算の再配分とか、あるいは各予算の項目から少しずつ出すとか、いろいろなのが考えられると思うんです。そのことをやっていたきたい。

この期に及んで、やはりここで大事なことは、まず第一に公的援助が必要であるということ、大災害において公的援助が必要であるという原理原則を立てていただきたい。それからその次に、それは一時的なものではなくて恒久的なものにしていただきたい。阪神・淡路大震災の犠牲者の死をむだにしないためにもぜひ恒久的なものをつくっていただきたい。

というのは、私は西宮の住人として六甲山を見ている。御存じのように六甲山です。六甲山は山が裂けています。物すごく裂けていますよ、いづ風水害が起るかわからない。私は雨が降るたびにおびえているんです。起こったらどうするんですか。またやるんですか、また一時的な救済策を考えるのか。それより恒久的なものをこのところできつらなさいいけない。しかも、阪神・淡路大震災から出発する。これは適及しない法律を幾ら論じても仕方がないんですね。やはりこれは阪神・淡路大震災から出発しないと、余りにも本末転倒な議論が横行していると思うんです。

だから、この国のあり方として考えていただきたいのは、災害に対してどう考えるか。まず第一に、土台になるのは国なんです。国が責任をとってやる。国が責任をとる、これは民主主義国家の根本なんです。国が責任をとってやる、土台を形づくる。その上に地方自治体が、やはりこれは住民への配慮をしなきゃいけないからその上に乗る。それで最後にお金が足らぬようになることは決まっているでしょう、そうしたらそれが養護金なんです。養護金がその上に乗る。この三つの土台、一番の土台は国なんです。国の責任なんです。

そして地方自治体がその上に乗る。これはピラミッドを考えてください。一番土台になるのは国なんです。その上に地方自治体に乗る。そして養護金に乗る。

ところが、今までのやり方というのは養護金だけで賄おうとしたんですね。これはむちゃくちゃなんですよ。世界にあるまじき国ですね。だから、そのところを考えたいただきたい。やはり国が責任をとることは国政をつかさどっている皆さん方の責任だと思つて、ぜひこのことをやっていたいただきたい。それを真剣に討議していただきたい。

今三つの法案があるならば、私たちが望んだことは、三つの法案がそれぞれ互角に闘い、いろんなことを言うこと。

私たちはたまたま台を出しました。私たちの法案が最初に提示したのは、例えば全壊五百万円とかいろんなことを考えたけれども、コンセンサスで考えられるのはたまたま台として出そうじゃないかという、年収の所得制限は一千万円、大体八割ぐらいいかばりできると思うんです。それから、全壊が三百万円、半壊が百五十万円、それをテーブルの上に出す。そして野党の方も出す。あるいはまた、今取りざたされている、共同提案されているようなところも出てくる。三つがそれぞれたたき台を出し合おうじゃないか。三つがそれぞれにわあわあやっばりつぶれてしまふ。これは一番大事なきときですから、それぞれが無理ない範囲で三つの法案をならみながら出す。そして、ここで堂々と討議をして是非曲直を明らかにする、取るべきものを取る、できないものはない、それでいろんな議論をしていこうじゃないかと、そのことを私たちは望んできたんです。ところが、それがなかなか実現しない。これからでも遅くないからそれをやっていたいただきたい。本場に議会制民主主義を真剣に考えるならば、それは一番大事なことじゃないでしょうか。

今、日本国の中からこの法案を支持する声が出ると来ています。皆さん御承知のように、前の方で座り込み、きのうもデモをしました。たくさんの方が歩いてきました。それだけでなく、今三週間ぐらいい間に私たちに、賛成・支持のファクス、はがきというものが二万五千を超えています。二万五千が殺到しているんです。今も殺到して来ています。このことをお考えください。

その中に共通するものがある。人間の国をつくらなければならないことなんです。経済大国だけじゃなくて、経済大国を土台にしてちゃんとした人間の国をつくらなければならない。人間の国という私たちのテーマは、私がいみじくも発した言葉なんです。

私は朝日新聞の「論壇」に書いたことがあるんですけれども、その前に外国の新聞記者がやってきた。いろんな国の新聞記者がやってきたり、テレビの記者がやってくるんです。その人たち、アメリカ合衆国、ヨーロッパの人たちは当然この経済大国は公的援助をしていると思つてやってくるんです。してないかと知つてびっくりするんです。いみじくも彼らの発した質問というものは、これは経済大国と違うかと言つて、私もいみじくも答えた。そのとつさに答えたのは、経済大国がもしれないけれども人間の国とは違うんだと思つて言つてしまつたんです。

そのことが自分のテーマなんです、人間の国をつくらうじゃないかと。経済大国だけではこれはもう人間は死に絶えるということになる。経済大国であるならば、それこそその力を使ってぜひ人間の国をつくらうじゃないか。そのことをやっばりこの場で超党派で議論していただきたい。

我々の法案はまだ生きています。我々の法案もこれから一つの案として一緒に考えていこうじゃないか、そのことを私は非常に痛感いたします。そういうことをしなさいと本末転倒なんです。つまり、国家がちゃんと面倒を見て、地方自治体も面倒を見て、その上に養護金がある、それが本当のやり方です。ところが、養護金だけでやろうと

する。これは本末転倒でしょう。あるいは、これからの災害に備えるけれども、阪神・淡路大震災は附帯決議ぐらいでいいというもの、これも本末転倒じゃありませんか。やはり附帯決議をするならば、真剣にこのことをお考えになって、本当の意味の有効な附帯決議をつけ、本当にそれを実行すること、私たち市民はそれをずっと見守りたいと思うんです。私は運動を続けます。そして私はそれを見守りたい。

被災者の人たちがたくさんここにきています。その人たちと一緒にこの行方を、どういうことになるかと、私たちの一番理想的なのは私たちが今提出している被災者等支援法案なんです。その中で一番無理のない形も提示した。一千万円、三百万円、これは幾らでも議論できる。これはたまたまなんです。そのことを含めてこれから討議していただきたい。そして、積極的な方向で新しい国づくりの根本をつくっていただきたいと思うんです。

私は知事ともしやべりましたけれども、市民運動の方でここまで来たんだということを知事も喜んでいました。しかし、知事等も含めて、彼も本当はここまでやりたいと思うんですね。しかし、それがいろんな制約からできないと思うんです。市長たちも皆言っています。

その意味も含めて、私は、このことを真剣に皆さんに討議していただきたい、その結果をぜひ有効なものにしていただきたいということをお願いして、この話を終わりとします。

どうもありがとうございます。  
○委員長(浦田勝君) ありがとうございます。片山参事、片山参事人にお願いたします。片山参事人。

○参事人(片山恒雄君) ただいま御紹介にあずかりました科学技術庁防災科学技術研究所の片山でございます。

私の専門は土木工学でございます、その中でも地震工学、それから都市防災といったものが特に専門の分野でございますが、こういう貴重な場

を与えていただきましたので、公的支援またはその周辺の問題に關して、私が従来から考えているところの一端を述べさせていただきますというふうに思っています。

災害対策の基本は事前対策、すなわち予防にあるというのが地震工学をずっと勉強してきたエンジニアとしての基本的な立場でありまして、この基本的なスタンスを初めに示しておきたい。例えば、今国連は国際防災の十年という運動をやっております、世界から自然災害による苦しみを軽減するために力を合わせようという運動を展開しております。ここでも、その基調となる考えは、災害に見舞われる前にアクションをとることの大切さ、災害の防止、軽減、あるいは災害に対して備えておくということが災害発生後の対応策より重要であるということが置かれております。例えば、地震後の延焼火災といった問題を考えると、都市計画や建物の不燃化という対策と、炎に迫られた避難をいかに最適化するかという対策を考えると、私の基本姿勢は前者に重きを置くところとあります。

今申し上げたような考え方に従って、一年半ほど前まで私は東京大学で地震工学や都市防災を教えてまいりました。三年前に阪神・淡路大震災が起るまで、実際には地震が起って数時間たつまで、私は我が国の構造物があんなに惨めに壊れ、六千人を超える犠牲者が出る震災が起るころとは考えてもおりませんでした。実際、我が国の構造物は地震に対して十分強くなってきたというふうな信じておりました。エンジニアとしての思の上がりがあったと今は強く反省しております。現在は、防災という言葉のついた唯一の国立の研究機関の長として災害軽減のための活動を指揮しておりますが、大学における私の研究も防災科学技術研究所における研究も基本的には国費、すなわち公的支援によるものであります。したがって、初めに述べた研究者としての基本姿勢、私は多少矛盾することは承知の上でございますが、私は自然災害、特に地震災害の被災者の生活再建の

一部に公的な支援を行うことに賛成する立場であります。

兵庫県南部地震が発生した平成七年三月に内閣総理大臣により設置されました防災問題懇談会が同年九月に提言を出しております。この懇談会において自治体の関係の委員の方から被災者の公的支援の必要性に関する意見が話され、最終提言の中に「災害相互支援基金の設立」という項目がそれでありまして、その文案は、「大規模災害による被災者の生活を迅速かつ弾力的に支援するため、全国地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、有事に際して被災地の支援を行う基金の制度を創設すること」を検討する必要がある。という文案であります。

この提言の文案には個人への直接の支援ということにはつきりと言われておりませんが、私は、災害の影響は最終的には個人の命、個人の生活、個人の財産への影響としてとらえるべきであるというふうな考えをしております。大企業の場合、阪神・淡路大震災で地震の直後には極めて大きな被害をこうむったところが幾つもあったという報告がなされております。当然、企業としての大変な努力があったものと思っております。地震から三年たつた今、それらの大企業はほぼ震災から立ち直っております。

これに対して、個人が災害の影響を受ける度合いというのは極めて不公平なものであります。地盤の条件が悪いところに家を持っている方、これは一般論とすると財政的にも豊かとは言えない。そういうところにある家は、これも一般論であり、そういう場所では地震後に停電や断水やガスの供給停止が長引くわけでありまして、震災は極めて不公平に起るのであります。

一九八三年五月に日本海中部地震というのが起こり、津波で百人を超える死者が出たことを御記憶であろうと思えます。この地震は陸上では液状化による大きな被害を起しました。地震の後、

被災者がどのような経済的な影響を受けたかを詳細に調査したことがございます。その結果、一つはつきりしたことは、もともとお金に余裕のある人は地震保険にも加入している、いろいろな補助金や銀行からの融資、これは当然借金であります。これを十分受けていて震災からの立ち直りが早かったという事実であります。

持つ者と持たざる者との差は平常時においても極めて大きいのであります。被災後にはその差がさらに大きくなるのであります。被災者をとる以上、しかも公的な財源は無尽蔵にはないというところがわかって以上、いかにして持たざる者の確にかつ客観的に選んで支援を行うかがこのようなシステムのかぎになります。

一たんこのような公的支援のシステムを法制化しようとする以上は、それを適用しなければならぬような大規模な災害が起ったときにも増して大切にまいります。このような法律を生かすも殺すも制定時の精神を忘れずに被災者の立場に立った運用を考へることであると思っております。

阪神・淡路大震災の後、我が国で一躍有名になりましたアメリカのFEMA、連邦緊急事態管理庁と訳されることが多いですが、FEMAにはいろいろな種類の個人援助プログラムがあります。もちろん、ほとんどのプログラムは低金利ローンでありまして、そのほかにも現金による援助がありまして、ローンを申請する資格もないような経営者が経営する小企業は最高一千万ドルの現金による援助が得られるシステムになっております。しかも、FEMAは申請後三週間まで小切手を発行するというふうなインターネットでも言っております。

先ごろのフロリダの竜巻の犠牲者に対して、きのう実はインターネットをのぞいてみたんですけども、その犠牲者に対して四月十七日の時点で既に一万二千九百人の個人が何らかの支援の申し込みをしております。これに対して三千二百

七十万ドル分の支援が既に認められております。援助の申し込みは、料金不要の電話で五月六日まで個人が直接国の機関であるFEMAに行えるようになっております。

公的支援に道筋をつけたというのが今回の法律に対する多くのメディアの論調であります。個人が国の機関に直接電話をして援助を求めるといふアメリカの国民性の中には、公的援助を受けるというより自分の税金を取り戻しているという姿勢が見られるような気がいたします。政府のお金とはいえ、もとはといえば自分たちが払った税金であるという立場であります。公的支援という言葉自身が税金というものを対する我々日本国民の後進性をあらわしているのではないかとこのように思います。

災害への対策は一つの手段では十分ではありません。公的支援があるからといって、災害に対応する個人の自助努力の重要性は少しも小さくはなりません。阪神・淡路大震災のとき、八万件以上の地震保険に対して、建物と家財を合わせて総額で七百六十億円の地震保険が支払われております。御存じのように、我が国の地震保険は高いというのが風評であります。

ある試算によりますと、百万方メートルの家を建てようとする、平均一千七百万円が必要であり、これだけのお金を地震保険から得ようとする、例えば東京では、火災保険に五万七千八百円、地震保険に七万三千円、合わせて十三万円以上の保険料を毎年払い続ける必要があります。しかも、大地震で自分の家が全壊するというようなことは日本のような地震国でも何百年に一回ということなのであります。しかし、このようにしてでも自分の資産を自分で守ろうとしている人たちがいるのであって、公的支援という名のもとにこれらの人たちの努力がむだに見えるようなことだけはしたくないというふうに私は思います。

自助努力のできる人、自助努力をしようとする人にその気を起こさせるために例えば地震保険の料金を安くできるような制度上の工夫も考えてい

ただきたい。現在では一回の地震による地震保険の払い出しの総額は三兆七千億円で引き上げられております。しかし、この上限額をさらに引き上げて、必ず適正な地震保険が支払われるという印象を国民に与えるというようなこともしていただきたい。

阪神・淡路大震災のときに老朽化した家屋が大きな被害を受けたという苦い経験を受けて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。ただし、これによる住宅金融公庫の貸付資金の特例を使って住宅を改修しようという申し込みは極めて少ないというふう聞いております。法律はできても使ってみようという個人の意欲をそらない部分がかかっているわけでありまして、こういった部分を早急に改善しない限り法律をつくった意味がないというふうに思います。

今回のいわゆる公的支援に加えて、国が納税者に提供すべきサービスはほかにもたくさんあります。そしてそれらの多くは、私が冒頭に私のエンジニアとしてのスタンスで述べた、災害対策の基本は事前対策すなわち予防にあるという基本精神にかかわるものであります。

阪神・淡路大震災のような災害が再びやってくるなどとはだれしも考えたくはありません。しかし、地震国日本に住んでいる限り、またいつの日か予期せぬ震災に見舞われることは避けられないのであります。最近では、阪神・淡路大震災の緊張感が既に薄れつつあるように思われます。公的支援の法制化の議論に伴って、幸い社会の目が地震に対して再び強く向けられております。この機会を逸せずに、防災に対するさらなる公的施策を打ち出してほしいというふうに述べて、私の発言を終わります。

委員長(浦田勝君) ありがとうございます。次に、小室参考人にお願いたします。小室参考人。

参考人(小室豊允君) 私は、三年三カ月前の一月十七日の長い一日をいまだに忘れることができませぬ。私自身も家が全壊いたしました。そして

町に出ますと、火が飛び交いまして、逃げ惑う子供たち、女性、そして毛布にくるまれた死体、も何というひどいことが起こったのか、神様も仏様もないのかというようにそのときは思いました。神様、仏様も恨んだわけでありまして、まして一体政府は何をしてくれたのかというようにすることも当初は考えたわけでありまして。

しかしながら、その後、国、政府がやっていただきました精神的、物的な援助に対して、一部それを依然としてまだ不十分だと言ふ人もおられるかも知れませんが、多くの被災者、県民は大変感謝をしております。この被害に公的に援助していただいた直接、間接のものが四兆五千億円といえます。実は消費税二%に当たるものが私たちに被災地に援助されたわけでありまして、そのことに対して国、政府に心からの感謝を申し上げたいというふうに思います。

兵庫県あるいは県下の市町、そして我々被災者あるいは県民自身も懸命の努力をいたしました。決して公的な支援のみで自立しよう、復興しようなどということは考えずに、それぞれの立場で私たちは努力をしまいたわけでございます。

例えば、兵庫県行政を見ても、災害弔慰金や災害援護金の支給、あるいは瓦れきの公費による処理、仮設住宅の建設というようになことを阪神・淡路大震災復興基金も活用して行ってきたところでございます。

また、住まいの復興に関しては、恒久住宅から住宅持ち家再建者への利子補給あるいはダブルローン対策、高齢者住宅再建補助等さまざまな住宅対策が打たれてまいりましたし、今公営住宅への入居が必要な人については大半がもう入居決定を終わっております。未決定の世帯は四千七百世帯にまで少なくなっております。この四月末から募集をいたしますので、八月末までにはこの四千七百世帯の皆さんも公営住宅の入居先を決定いただくとすることができるとはなからうか。

また、雇用は基本でございますが、大変きめの

細かい職業紹介なども行政の手によって行われてきましたし、復興基金を活用いたしまして、実質上無利子になります生活復興資金の貸し付けや生活福祉資金のほか、恒久住宅での新たな生活の立ち上がりを支援する高齢者世帯、要援護世帯を対象とした生活再建支援金、中高年世帯を対象とした中高年恒久住宅自立支援金が支給されております。中高年自立支援金につきましては、九七年十二月から受け付けをされておりました九八年五月から支給開始が予定されておりましたし、生活再建支援金につきましては、九七年四月から受け付けをいたしまして九七年八月から支給を開始しております。

また、県民みずからもみずからの生活だけではなくて思いやりと連帯の精神に基づいて大変ボランティア活動も活発になってまいりまして、被災者みずからボランティアをやるといふような状態まで来まして、間もなく国連のボランティア年に合わせましてボランティア支援センターというようなものも東部新都市というところにつくられる予定でございます。

私自身もみずからの学問を通じまして、「兵庫県ルネッサンス計画」あるいは「逆転」破壊から創造へ」といふような復興計画の著書も二冊出させていただきました。

それぞれがこれまで随分の努力を官民挙げてしてきた、決してだれがだれを恨んでいるというのではないということをもつ皆さん方に御理解をいただきたいというふうに思うわけであります。しかしながら、いまだ二万一千四百七十一戸の仮設住宅で生活しておられる方がおられます。あるいはまた、有効求人倍率につきましても全国〇・六四に対して兵庫県は何と〇・四七というところで、職を得たくてもいまだ得られない人たちがたくさんいるわけであります。そういう意味で、私たち被災県民、住民を励ます意味も込めまして、被災者生活再建支援法案がぜひ早急に成立することを期待せざるを得ないわけであります。

私は法律学者でございますから、この法案を説

ませていただきました。幾つかの意義あるすぐれた面がございます。

一つは、従来の自然災害の被災者に対しては、御承知のように応急的で物を配るという現物支給方式でございましたが、本法案は初めて現金給付による生活再建支援の可能性を開いたことが第一に大きな意義であろうかと思えます。

第二は、これまでは被災自治体のみで基金でございました。したがって、被災から立ち直るために必要な迅速かつ弾力的な運営が必ずしも行われなかった。それが本法案によりまして、二分の一が国費の御支持をいただけるということ、被災から復興するために最も必要な迅速性、弾力性が図られるのではないかとというのが二番目の意義でございます。

それから三番目は何かと申しますと、従来の被災対策というのは、どちらかというと一部の限定された弱者のみが対象でございました。しかし、本法案を讀ませていただきますと、一部の限定的な社会的弱者だけではなくて、平均的、一般的なサラリーマン層もこの救済の対象になるといふことであります。議員諸氏御承知のように、憲法第二十五条の生存権は決して一部の者の生存権を保障しているわけではございません。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということでありまして、私は、本法案は憲法第二十五条の生存権にもかなった大変立派な法律であろうかと思われまします。

もう一つ本法案の意義のあるところは、単に生活再建だけではなくて、住宅再建の支援策についてもそのあり方の検討が行われるということでございます。これはいわば自立のための両輪であります。生活再建、住宅再建、この両方が本法案によって図られているかと思えます。

なお、本法案はこれから起こる自然災害が対象とされているようにございますが、被災いたしました住民を代表いたしまして議員諸氏にぜひ経過的特例措置の必要性を訴えたいわけでございます。

先ほど言いましたように、まだ多くの人が仮設住宅に住んでおられますし、職を得ようと思っても得られない者がまだ兵庫県下十市十町の被災地にはたくさんおられるわけでございます。したがって、阪神・淡路大震災に被災した住民に対しても、この法案が経過的特例措置として適用されますようにぜひお願いをしたいというように考えております。

そして、肝心なことは、この法案がさまざまな思いと願いはあろうかとは思いますが、一日も早く、一刻も早く成立をさせていただきたいということでございます。この法案の成立が私たち被災住民をどれほど励ますことでありましょうか。議員諸氏の日も早い法案成立への御努力をお願いしたいというように考えております。

なお、最後にお願いを申し上げたいのは、法案の一日も早い成立を心から期待いたしておりますが、法案が成立いたしましたら、できるだけこれが被災住民のニーズにのりやかに柔軟に対応できるように弾力的な運用を図っていただきたいということをお願いいたしまして、私の陳述を終わらせていただきます。

○委員長(浦田勝君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見聴取は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ御出席を賜り、貴重な御意見をお述べいただきましたことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

参考人の方々は御退席くださって結構でございます。速記をとめてください。

○委員長(浦田勝君) 速記を起こしてください。

○委員長(浦田勝君) 被災者生活再建支援法案を議題といたします。

発議者清水達雄君から趣旨説明を聴取いたします。

す。清水君。

○清水達雄君 たいま議題となりました被災者生活再建支援法案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

我が国は、気象的、地形的要因により災害を受けやすく、毎年のように風水害、地震・火山災害などさまざまな自然災害が多発し、甚大な人的、物的被害が生じております。これらの災害に適切に対処するため、災害予防、災害応急対策から復興・復興に至る各段階を通じてこれまで各般にわたる災害対策に関する制度の整備が図られてきたところであります。自然災害により被害を受けた個人に対しましては、応急的対策としての災害救助法に基づく救助、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、あるいは各種資金の貸し付け等、多様な支援が講じられております。

しかしながら、二十一世紀を目前に控えた現在、国民の生活水準が著しく向上し成熟化する一方で、本格的な高齢化社会が到来するなど、自然災害の被災者を取り巻く社会経済情勢もこれまでとは大きく変化しております。

かかる状況のもと、平成七年一月発生した阪神・淡路大震災は、大都市直下型の災害であったため、その居住する住宅が全半壊した被災者が約四十六万世帯に上るなど戦後未曾有の大災害となりましたが、被災地におきましては、生活の基盤を破壊された高齢等の被災者の方々の中には自力のみでは自立した生活を開始することが極めて困難である方が少なくない現状となっております。

そのため、阪神・淡路大震災の被災者に対する生活再建支援策あるいは住宅対策として、国及び地元地方公共団体が、被災者向け公営住宅の確保、公営住宅の家賃負担軽減等の公的な施策を行うとともに、兵庫県及び神戸市によって設立された財団法人阪神・淡路大震災復興基金が、被災高齢者世帯等への生活再建支援金の支給、被災中高年齢世帯等への中高年自立支援金の支給等各種の事業を行うなど、行政措置として多くの施策が現

在講じられておるところであります。

この阪神・淡路大震災の教訓にかんがみれば、現在の社会経済情勢のもとで、被災者の生活をその被災実態に応じ迅速かつ弾力的に支援することにより、一日も早い被災者の生活の立ち上がりを図ることが極めて重要な課題となっております。このための法制度の充実が求められております。

一方、阪神・淡路大震災後、内閣総理大臣により設置された防災問題懇談会は、平成七年九月、全国地方公共団体が一定額を拠出して被災地の支援を行う基金の制度を創設することについての検討の必要性を提言しております。また、全国知事会におきましても、昨年七月、地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議が行われたところであります。

これらのことを踏まえたとき、現行制度の運用では対応が困難な分野を補充し、被災者が自立した生活を開始できるよう、今後の自然災害を対象として、被災者の生活再建を公的に支援するための恒久的な法制度を確立することが今よりも肝要であると考えます。

本法案は、以上のような観点に立つて、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度を創設しようとするものであります。

次に、本法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律における自然災害等の定義についてはありますが、自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害をいうこととしたしております。また、支援の対象となる被災世帯とは、政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯、その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるも

を

のをいこうこととしております。

第二に、被災者生活再建支援金の支給については、都道府県は、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、その区域内で被災世帯となつた世帯のうち、当該世帯に属する者の総理府令で定めるところにより算定した収入の合計額が五百万円以下である世帯の世帯主に対しては百万円を、また収入合計額が五百万円を超えて七百万円以下である世帯であつてその世帯主の年齢が四十五歳以上であるもの、収入合計額が七百万円を超えて八百万円以下である世帯であつてその世帯主の年齢が六十歳以上であるもの、または収入合計額が五百万円を超えて八百万円以下である世帯であつて総理府令で定める要援護世帯であるもの世帯主に対しては五十万円を、それぞれ超えない額の被災者生活再建支援金を支給するものとしております。

また、都道府県は、議会の議決を経て被災者生活再建支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託することができることとしております。なお、被災者生活再建支援金の額の算定基準その他この支援金の支給に関し必要な事項は政令で定めることとしてしております。

第三に、被災者生活再建支援金についてはありますが、同基金は、被災者生活再建支援金を支給する都道府県に対するその支給額に相当する額の交付、都道府県の委託による被災者生活再建支援金の支給等の支援業務を行うものとしております。

また、同基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設けるものとし、都道府県は、同基金に対し、この運用資金に充てるために必要な資金を相互扶助の観点を踏まえ世帯数その他の地域の事情を考慮して拠出するものとするほか、必要に応じて資金を拠出することができることとしてしております。さらに、同基金に運営委員会を置くものとす

等、同基金の指定、運営等に関し所要の規定を設けることとしております。

第四に、被災者生活再建支援基金に対する国の補助等についてはありますが、国は、同基金に対し、都道府県に対する交付金の額及び同基金が支給する被災者生活再建支援金の額の二分の一に相当する額を補助することとしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また被災者生活再建支援金の支給に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害の被災世帯について適用することとしております。

第六に、自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方につきまして、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする旨をこの法律の附則において規定することとしてしております。

以上がこの法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 浦田勝君 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下です。

阪神・淡路大震災から三年三カ月がたちました。今なお苦しむ被災者の皆さんの悲惨な経験を今後の自然災害の被災者の皆さんに二度と繰り返させないためには、この思いは私も皆さん方も同じだと思ひます。

本法案は、今後の自然災害被災者に生活再建支援金を支給するものでありますが、まず最初に、支援金の支給というのどのような理念、考え方を

に基づいて行われるのか、御説明を願います。

○清水達雄君 被災者支援につきましては、従来から災害救助法による救助でありますとか災害援護資金の貸し付け、あるいは住宅の復興資金の貸し付けであるとか、あるいは公営住宅の供給、家賃の引き下げ等々いろいろな施策が講ぜられてきているわけでございまして、住居が全壊して生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、やっぱり最低限の生活を再建するために、例えば生活必需品の調達でありますとか引越したとかなんとか、そういったたぐいの生活再建資金というふうなものがどうしても必要であるというふうなことでございます。

それに対して、被災者の中には、経済力が乏しくあるいは高齢であつて自活能力が乏しいなど自力によつて生活を再建することが困難な方々もいるわけでございまして、そのような本心に支援が必要で被災者の生活の立ち上がり迅速かつ確実に支援する、そういうことを目的としてこの支援金の支給というものを考えているわけでございます。

○山下芳生君 生活必需品であるとか引越した代ということを想定しているというお答えでした。

これはまた後で詳しく聞きますが、私は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえるなら、この法案の目的にある自立した生活の開始を支援するためには、その金額は百万円あるいは五十万円では不十分な支援としかかなり得ないというふうに思ふわけです。阪神・淡路大震災の全壊世帯の被害総額というのは二千五百万円、半壊世帯のそれは一千三百万円に達するという調査もあります。雲仙、奥尻の災害では義援金を中心ではありましたが、一千万円程度の支援金があつて初めて生活再建の支えとなりました。発議者が百万円あるいは五十万円を上限としたのはなぜなのか、御説明願ひます。

○清水達雄君 先ほど申し上げましたように、いろいろな支援施策というものがあつてございまして、そういうものが行き届いていないような

生活再建支援のための支援をしたいという趣旨でやつていくわけでございます。

それで、百万円とか五十万円とかいろいろのどういう額かというお話でございましてけれども、この上限額につきましては、阪神・淡路大震災の支援措置が現に行われていて、こういうことがありまして、それから全国知事会の要望、こういったふうなものを頭に置きまして、被災者の自立した生活の開始に必要な金額というふうなことでございまして、また、その中でより年取の高い世帯につきましては、自己資金によつて負担する能力もあるというふうなことを考へまして、半分の五十万円ということにしたわけでございます。

○山下芳生君 今現在、阪神の被災者の皆さんに行われている支援金を念頭に置いたという御答弁でした。

現在、阪神・淡路大震災で支給されている高齢者に対する支援金というのは、確かに最高でいまして五年間で百五十万円です。月一十五万円ないし二十五万円が支給されております。しかし、例えば今低減された家賃、これも月六千円かかります。共益費が一万二千円かかると、コレクティブハウスで巡回費を支払うことになると四千五百円必要だと、これだけで合計二万二千五百円でありまして、高齢者生活支援金はそれだけで消えてしまふというのが今実際に阪神で支援を受けている方々からの叫びであります。私は、それを念頭に置いてこの法律では、今後、災害被災者が十分自立した生活を開始する支援にはなり得ないのではないかというのを思ふわけです。

それから、次にお伺ひしますが、被災者生活再建支援金の算定基準は政令委任ということでありまして、理事懇談会の中で示された政令案によりまして、この支援金を定額支給の部分と実費支給の部分とに分けることとありました。

まず、定額支給について伺ひたいんですが、その内容はどのようなものなのか。また、上限百万あるいは上限五十万の中で定額支給というのとはどの

程度の金額を想定されているのか、お答え願えますでしょうか。  
○芦尾長司君 おっしゃいましたように、この支援金の額でございますが、第五条に書いてありますように、その算定基準はこれから政令で定めるということになっております。

これからの検討事項ということになるわけですが、私どもの考え方といたしまして、定額部分と実費部分に分けたらどうかという考え方があられるわけでございます。

それで、定額部分というのを設けるといいますのは、支給に際してできるだけ被災者の便宜が図られるよう、また事務処理が簡素化できるよう、こういうことで全壊世帯において必ず必要となるような定型的な経費はとにかく定額支給として基礎的な部分を定める、こういう考え方でございまして、そうして、あらかじめその単価を定めることが難しい経費等については実費支給という考え方でいってらうかなということをお考えしております。

そしてまた定額支給の経費としては、例えば引越しの費用でございませうか……  
○山下芳生君 定額です。

○芦尾長司君 定額支給の経費としては、引越しの費用とか生活必需品であります耐久消費財の購入経費等を考えていつたらどうか。

さらには、実費支給の経費というものには、例えば民間住宅に入りますと公営住宅と違ひまして賃貸住宅の礼金といったようなものが必要になってまいりませうし、さらにはまた地域によって必要性の異なる耐久消費財等も必要になってくるとか、そういったようなことが一応想定されるのではないかなということ、これから検討を進めていこうということでございます。

○山下芳生君 そこで、例えば定額の部分なんです、それがどの程度の額になるかというのとはまだ想定されていないのかもしれない。しかし、一たん想定されれば、それは必ず必要な額としてその想定される額が一律に対象となる被災者に支

給されるのか、それとも、今おっしゃいました引越し代あるいは生活必需品、耐久財等々の中でその被災者が必要とされるものを積み上げていった額が支給されるのか、あるいはまた、逆に必要な額から不必要なものを差し引いた額が支給されるのか。

つまり、定額部分は一律に支給されるのか、積み上げか、引き算方式なのか、それはどういうことを想定されているでしょうか。  
○芦尾長司君 この支援金でございますけれども、考え方としては、そうした積み上げ計算的なことを考えて今ここで御答弁申し上げておるわけでございますが、少なくとも定額部分については一律でございますが、どういふ方々に対しましては必ず支給されるべき部分だろうと思っております。それから、その上に実費部分というのが充てられていくのだからというふうに思います。

そういったような考え方の中で措置を講じていくという考え方でございますが、要は六党共同提案されましたような支援制度というものが設けられたらそういう趣旨というものを十分に体してこれから運用は図っていくべきであらう、そういう考え方でございませうか。  
○山下芳生君 例えは、もう少し定額の部分を聞きたいんですが、引越し代とおっしゃいました。

引越しというのは、被災地ではまず自宅から避難所に引越さなければならぬ、避難所から仮設住宅に引越さなければならぬ、仮設住宅から恒久住宅に引越さなければならぬ。一回で済みませぬ。しかし必要な経費であります。これは、例えは引越しを三回すれば三回認められるというお考えなのではないでしょうか。  
○芦尾長司君 非常に細かいお話でございますが、これからの検討課題ということにもなるかと思っております。いずれにいたしましてもその限度額の範囲内で引越しをなさるということであれば、それが生活再建に必要であればできるだけ

これはカウントしていくといったようなことにはなるかと思っておりますが、これから政府当局とよく協議していかねばならぬと思っておりますけれども、要は本当に何が生活再建につながっていくのかというところに課題があるかと思っております。  
○山下芳生君 実費支給の部分について伺います。例えば避難先からものと学校や職場に通学、通勤するために非常に交通費がかさむケースも生まれると思っております。病院に通院する場合も同じだと思っております。こういう交通費については実費支給の中に含まれると想定されているのでしょうか。  
○芦尾長司君 これは、現在兵庫県で行っております措置につきましても、例えば通院費というものはカウントされておるわけです。そういったようなことも考えながらこれから考えていかなければならない。

しかし、先ほど申し上げましたように、何が被災者の自立した生活の開始を支援するかという本法の趣旨というものを十分体してこういうものというふうなものをまとめていく必要があるだろうというふうな思いをいたします。

○山下芳生君 先ほど定額部分についてはできるだけだけ上限いっぱい対象世帯に支給できるようにしたいとおっしゃいましたが、実費部分についてははみ上げ方式で積み上げられたものということになるのでしょうか。  
○芦尾長司君 実費の中にどういふものがあるのかからメニュー的にカウントされてくるのかということにメニュー的にカウントされてくるのかということにメニュー的にカウントされてくるのかということにメニュー的にカウントされてくるのかということにメニュー的にカウントされてくるのか……

○山下芳生君 政令案によりまして、定額にせよ実費にせよ支給を求めるとは申請が必要だというふうな書いてあります。

申請の方法ですが、例えば領収書をとっておいで、それに基づいてその都度申請することになるのか。これは、大規模災害の場合、一々生活に必要なものを購入したりあるいは手に入れる際に領収書をそろえておくなどということは事実上不可能ではないかと思っておりますが、この点はいかにお考えでしょうか。  
○芦尾長司君 この辺、この法律を組み立てる中で一つの考え方としてそういう申請に基づいて被災者に対して支援金を支給していくという構想があるわけでございます。

そういう基本的な考え方の中で、現実問題として今おっしゃったように、被災の混乱の中でそういうものを用意するのはなかなか大変ではないかということになるわけでございますが、その辺の弾力的な運用というものを政府と十分に協議しながら、被災者の立場に立つても、簡素化が図られるようなそういう方法でやってみよう、そういうシステムをこれからつくり上げていかなければならぬのじゃないかというふうな思いをいたします。

○山下芳生君 この支援金ですが、生活再建に必要な額というところで考えますと、積み上げていけば私これは百万円とか五十万円にはおさまらないと思っております。必要だ、だから支給するということ、一方で百万円、五十万円という上限を設けるといふやり方は矛盾しないでしょうか。  
○芦尾長司君 この法律そのものが生活再建の支援を行っていきましようということでございますから、そういうことの中で、先ほど清水委員の方から御答弁がありましたように、一つは今阪神・淡路大震災の支援措置が行われておる、さらには知事会の要望といったようなこともある、そういうものを基礎にして現実的な実施可能な金額としてこの百万円なり五十万円というものが定められたわけでございますから、そういう趣旨を体してこの金額が定められたというふうな御理解いただければありがたいと思っております。

八



○山下芳生君 次に、趣旨説明の中で、この法案  
というものは現行制度の運用では対応が困難な分野  
を補完するという表現がありました。

生活再建支援金の支給というものは、現行制度つ  
まり災害救助法による現物給付とどういう関係に  
あるのか。災害救助法による救助のメニューの中  
には、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸  
与」という項目がありますが、生活必需品を支給す  
るということであり、これがこの法案が想定して  
いる生活に必要な現金の給付とどういうものの  
関係を御説明いただけますでしょうか。

○芦尾長司君 御承知のように、災害救助法は、  
災害の発生直後にみずから食糧や住居等を確保す  
ることが困難な被災者に対して今おっしゃったよ  
うな必要な物品等が現物として直接給付される  
という意味では一時的、応急的なものでございま  
す。

今回のこの生活再建支援というのは、ここが画  
期的なことだろうと思うんですけども、自立を  
図っていく方々に対して支援をしていく、こう  
いうことであります。ある意味では救助法とい  
うのは倒れた人が立ち上がるということまでを  
やろうとしたわけでございまして、この生活支援金  
は、さらに一歩踏み出そう、そういうことに対  
して支援をしていくということ、ございましてか  
ら、当然これは救助法で支給されたからといっ  
てそれを差し引くとかいったことがあつてはなら  
ないと思ひます。そういうふうにご考えてお  
りませう。

○山下芳生君 細かくお聞かせいただきませう  
けれども、これからの災害に対して本場に適用さ  
れる場合に大きな問題だと思ひましたので質問さ  
せていただきました。

次に、阪神・淡路大震災の場合、全壊、半壊世  
帯を合わせますと約四十五万世帯であります。う  
ち全壊世帯が二十万、半壊世帯が二十五万。この  
半壊世帯も大変大きな被害をこうむつたわけで  
すが、この法案は全壊世帯、半壊でも取り壊して全  
壊とみなす部分しか含まれない、対象とされない  
わけですが、そうした理由はなぜでしょうか。

○芦尾長司君 この法案でございまして、  
災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者  
により生活を再建することが困難である者に対し  
て自立した生活の開始を支援する、こういうふう  
に目的にもなつておられるわけでございます。そう  
いう意味で、先ほども申し上げておりましたよう  
な対象経費、引越費用とか耐久消費財の購入経費  
等を考えておられるわけですが、そういうことから  
全壊世帯またはそれと同等の被害を受けた者を対  
象としようというふうなことをおっしゃつてござ  
います。なお、阪神・淡路大震災の措置もそうい  
うようなことで対象は全壊、半壊解体世帯とい  
うことになつておられるわけでございます。

○山下芳生君 所得制限、年齢制限がかなり厳し  
く課せられると思ひますが、どの程度の被災者を  
カバーすることになるとお考えなのか、またなぜ  
そういう制限をつけるのか。

自然災害というのは年齢や所得にかかわらず  
生活基盤の破壊が起こる、これが阪神・淡路大震  
災の教訓の一つだと思ひます。とりわけ、中  
堅層の受けるダメージが大きい、その中堅層の生  
活基盤の回復が遅れているがために阪神地域の経  
済回復が遅れているという事実もあるわけですが、  
今度の法案では所得制限、年齢制限、かなり厳し  
いわけですが、このカバー率をその制限を設  
けた理由について伺いたいと思ひます。

○清水達雄君 この生活再建支援、自立的な生活  
を営んでいく立ち上がりをする難しさの程度に応  
じて支援をしていくということがやっぱり考えの  
基本にあるわけでございます。

ですから、所得が高い人よりも所得の低い人の  
方がやっぱり困難さは大きい、だからそういう人  
にはもつと多額の支援をする必要があるんじゃない  
かという考え方によりまして、年収、収入の基  
準というのは一番大きな要素としてこの支援の額  
を決めるのに使つておられるわけでございます。そ  
れから、非常に年をとつた人というのはやっぱりど

うしても若い人に比べて活力もないわけですか  
ら、そういう人に対してはより大きな支援という  
ものを考えなくちゃいけないんじゃないかという  
ふうなことで、言うなれば支援の必要性に応じて  
そういう支援の程度を決めていくという考え  
方でございます。

ですから、こういうことをやつて何割の人がカ  
バーされるかということが頭にあるわけじゃない  
わけでございます。結果としてこういう所得制  
限なり年齢制限というふうなもので組み立ててい  
つたら、これは地域によつても違ふと思ひます  
よ。地域によつても違ひますけれども、ある地域  
においては全体としてはこのくらいの人が支援の  
対象になるという、結果論としてそういうことが  
出てくるということだと思つておられます。

○山下芳生君 私は、阪神・淡路の被災地の現状  
に照らして試算してみましたが、大体年収  
五百万円以下の方というのは三九%、それから年  
収五百万円ないし八百万円で世帯主の年齢が六十歳  
以上の方が五%、年収五百万円ないし七百万円で  
世帯主年齢が四十五歳ないし六十歳の方が六%、  
合計五〇%であります。全壊世帯の五〇%です。  
半壊世帯のうち、全壊世帯の占める比率というの  
は阪神の場合ですと四四%ですから、五〇%掛け  
る四四%イコール二二%程度の支援対象にしか  
ならないのかなというふうな試算しております。そ  
れでは私は、被災者の生活再建支援という点で対  
象が狭過ぎるのではないかと感想を持つてい  
るわけですが。

次に、今回の法案の出発点というのはやはり阪  
神・淡路大震災であつたことはもうだれも否定で  
きません。自助努力による生活再建は大規模災害  
においては限界があるというのがこの震災の教訓  
であります。しかし、その苦しい教訓というものは被  
災地で現在もお進進行中でありまして、にもかかわ  
らず、なぜ阪神・淡路大震災を適用対象にしない  
のか、いかがでしょうか。

○清水達雄君 おっしゃいますように、阪神・淡  
路大震災による災害、それからまた、そこから立

ち上がるうとする被災者の方々の実態というも  
の、そういう教訓といひますか実態というものが  
今回のこういう制度を生み出した非常に大きな契  
機になつておられることはおっしゃるとおりだ  
と思ひます。

しかし、先ほど来お話のありましたような防災  
問題懇談会の提言でありますとか全国知事会の考  
え方なんかも、やっぱりみんな基金を積み立て  
てその運用益等で支援をする、そういう体制しか  
なかなかできないんじゃないかということがあり  
まして、したがひましてこの法律の目的にも書い  
てあるわけでございますけれども、将来の災害に  
備えて相互扶助の観点から拠出した基金を活用し  
て支援金を支給する、こういう制度の枠組みをつ  
くつておられるわけでございます。

したがひまして、阪神・淡路大震災を含めて、  
こういった枠組みができる以前に生じた災害につ  
いて遡及してこういう措置をとれということには制  
度上はできないというふうな思つておられるわけ  
でございます。

しかし、新法をせつかくつくつても阪神・淡路  
には何の効用もないよということでは困りますか  
ら、それは行政的措置で同程度の施策が講ぜられ  
るよう政府に対してちゃんと要求をして、それ  
が実現できるように努力をしなきゃならぬとい  
ふ方にはまた一方で思つておられます。

○山下芳生君 私どもが超党派の議員の皆さんと  
練り上げ提出した法案というのは、やはり阪神が  
出発点なんだから阪神から適用すると、当たり前  
の法案のスキームを考えました。国が直接必要  
なお金を支給する、国の責任ということを明記した  
らそうならざるを得ないはずであります。

最後に、今、発議者から、しかし阪神にもこの  
法ができることによつて何らかの行政措置を期待  
するということにおっしゃいました。理事懇の説  
明でも、この法案のスキームと同等な措置が阪神  
に適用された場合の試算を説明いただきました。  
新たな費用として五百四十億円、そして支給対象  
が八万人、この根拠を御説明いただけますでしよ

うか。

○青尾長司君 これは理事懇の場でどの程度の規模になるのかなといったような御質問もありましたので、私の方で兵庫県の方から基礎的な数字も聞きながら、一応試算されたものが、この阪神・淡路大震災によるこの法案、このスキームで適用されたら千二百五十億ぐらいかかるだろう、そして既に阪神・淡路大震災によって今先行的に措置されている額がざっと七百億強、七十億といったような一応の数字を聞いておりますから、それを差し引きまして五百四十億、五百五十億、そういうしたオーダーの数字になるのではないかなということをお報告申し上げたわけでございます。まさに一つの概算の数字ではございますが、オーダー的にそうしたことになるのではないかなというふうにお報告を申し上げたわけでございますので御理解いただきたいと思っております。

○山下芳生君 最後に、附則の検討課題にある住宅再建支援について、具体的にどういうものを想定されているのかお答え願えますでしょうか。

○清水達雄君 これにつきましては、従来から保険制度でありまして、保険としても成り立たせるというふうなことも含めましていろいろ考えているものを総合的に検討してほしいという意味で法律の附則に盛り込んだわけでございます。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(浦田勝君) 他に御発言もなければ質疑は終了したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。亀井国土庁長官。

○国務大臣(亀井久興君) 被災者生活再建支援法案の提出に際しての議員各位の御努力と御熱意に對して、深く敬意を表するものでございます。

本法律案につきましては、政府としては特に異

存はございません。

○委員長(浦田勝君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、ただいま提案のありました被災者生活再建支援法案に對し、反対の立場から討論を行います。

阪神・淡路大震災から三年三月余がたち、被災地はもうこれ以上待てないと、公的支援をめぐる国会での議論の行方をかたずきの見守っております。

私ども日本共産党は、震災復興は被災者の生活再建への公的支援がかぎだということをお初から提起し、党として独自の法案大綱も発表し、そういう思いをお持ちの市民の方々、超党派の議員の皆さんと一緒に努力してきました。

所得二千万円以下の大多数の被災者を対象に全壊五百万円、半壊二百五十万円を限度に生活基盤回復支援金を支給することを柱とする災害被災者等支援法案を練り上げ、六会派三十九名で参議院に提出し、実現のために力を合わせて頑張ってきました。それは画期的な取り組みであり、誇りとするものであります。

今回の共同提案の素案となった自民党私案の出現自体、被災者、国民の粘り強い運動の成果であることは間違いありません。

しかしながら、本法案の内容は、被災者の生活再建に十分に資するものとは言いがたく、被災者の皆さんの願いに照らして我が党としては共同提案に加われないものであります。

以下、三つの点にわたって反対の理由を述べます。

まず第一に、今最も支援が求められている阪神・淡路大震災の被災者を適用対象にしない点であります。

孤独死が二百人を超え、日々命が脅かされている仮設住宅居住者、町に人が戻らず営業再開、継続が困難な中小商工業者、二重ローンに苦しんでいる多くの被災者など、被災地では生活再建のた

めの新たな公的支援が緊急、切実に求められているのであります。こうした被災者と、国は私たちを見捨てるのかとの悲痛な叫びに背を向けることはできません。

なお、附帯決議による同等の行政措置については、法案の内容を超えることはあり得ず、靈仙、奥尻で行われた支援策に比べても遠く及ばないことは明らかであります。

第二に、これから起こる災害の被災者に対しては阪神・淡路大震災で行われた以上の支援は行われない点であります。

本法案の支給対象は、全壊世帯でかつ厳しい収入制限をクリアした極めて限られた世帯のみであります。震災から三年三月たった今なお生活を再建することができず、仮設住宅を初め県内外の仮住まいの生活を余儀なくされているという被災地の実態を見るなら、現在行われている程度の支援策では今後の災害被災者に対して生活再建の力になり得ないことは明らかであります。

第三に、本法案提出に至る経緯であります。自民党は、これまで既に提出されている野党二法案について、一刻も早く充実した審議をとる要求を拒否し続けたばかりか、みずからまとめた法案も委員会での審議の対象とするのではなく、既にある二法案を取り下げて自民党案に一本化する

ことを押しつけてきました。

そもそも本委員会の任務は、阪神・淡路大震災の教訓を現在と将来に生かすために、少なくとも阪神・淡路大震災の被災者に適用する、給付額は生活基盤の回復を支援するに足る額とする、給付対象は中堅層も含む広範な世帯とするなどを内容とした支援法案を各委員の英知を結集してつくり上げることにあつたと確信するものであります。

にもかかわらず、自民党が被災地、被災者の実態に照らして、本委員会としてよりよい案を練り上げる態度を最後まで示さなかつたことは極めて遺憾であります。

日本共産党は、災害列島日本の国民の生活と安

全を保障する制度を確立するために、また、阪神・淡路大震災の被災者が希望を持って生活再建に立ち上がるために、これまでの超党派有志議員の共同の成果の上に、被災者や公的支援を求めて運動されている皆さんと力を合わせて奮闘することを最後に表明して、反対討論を終わります。

○委員長(浦田勝君) 他に御意見もなければ、討論は終了したものと認めます。

これより採決に入ります。

被災者生活再建支援法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(浦田勝君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、本岡君から発言を求められておりますので、これを許します。本岡君。

○本岡昭次君 私は、ただいま可決されました被災者生活再建支援法案に對し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

被災者生活再建支援法案に対する附帯決議案

政府は、本法律施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、阪神・淡路大震災から三年あまりが経過した。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は二万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいる。この阪神・淡路大震災の被災者に對し、一日も早く恒久住宅に入居し、生活再建ができるよう、被災地の復興基金事業として実施されている生活再建支援金などを含めて、本法の生活支援金に概ね相当する程度の

支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること。  
右決議する。  
以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(浦田勝君) ただいま本岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。  
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(浦田勝君) 全会一致と認めます。よって、本岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。この際、委員長として一言申し上げます。

ただいま附帯決議におきまして、阪神・淡路大震災の被災者に対して、被災者生活再建支援金におおむね相当する程度の支援措置を講ずる旨を決議いたしました。現在、これらの被災者に対しては、地元県、市の阪神・淡路大震災復興基金により、月額方式で五年間の生活再建支援金や、同方式で二年間の中高年自立支援金が支給されているところであります。

本法の制定に当たり、こうした地元県、市の主体性、独自性を生かしながら、地元において被災者の実情を十分把握し、同復興基金により実施されている支援措置の適切な運用が検討されるよう期待するものであります。

ただいまの決議に対し、亀井国土庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井国土庁長官。

○國務大臣(亀井久興君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

また、委員長から御発言をいただき、その御熱意に対して深く敬意を表するものであります。ただいま委員長からありました御発言を地元兵庫、神戸市にお伝えし、遺漏なきを期する所存

でございます。  
○委員長(浦田勝君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(浦田勝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後七時五分散会

午後七時五分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一〇四二号)

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一〇四八号)

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一〇四九号)

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一〇九九号)

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一〇九二二号)

第一〇四二二号 平成十年三月二十七日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 大阪市住吉区大領四ノ一ノ一八  
ノ二〇二 竹内哲児 外四十九名  
紹介議員 西川きよし君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一〇四三三号 平成十年三月二十七日受理  
災害被災者等支援法案の今国会での成立に関する請願

請願者 神戸市西区狩場台四ノ三ノ五  
山  
副喜久雄 外四名  
紹介議員 西川きよし君  
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四四八号 平成十年三月三十日受理  
災害被災者等支援法案の今国会での成立に関する請願

請願者 神戸市中央区港島南町一ノ一  
トアイランド仮設第六住宅七  
八 石沢幸雄 外四十九名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

請願者 神戸市兵庫区羽坂通二ノ一ノ一  
三 江口泰朗 外十九名  
紹介議員 淵上 貞雄君  
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四九号 平成十年三月三十日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 新潟県新井市大字上百々一九二ノ  
三八 平出晴美 外九十九名  
紹介議員 山田 俊昭君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一〇九〇号 平成十年三月三十一日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 神戸市灘区福住通六ノ八ノ三 尾  
川勇 外四十九名  
紹介議員 片上 公人君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一〇九九号 平成十年三月三十一日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 千葉県船橋市芝山三ノ二六ノ一ノ  
七〇五 宮脇俊明 外四十九名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一一二号 平成十年四月一日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 神戸市中央区港島南町一ノ一  
トアイランド仮設第六住宅七  
八 石沢幸雄 外四十九名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一一三六号)

一、災害被災者等支援法案の今国会での成立に関する請願(第一一六六号)(第一一六七号)

一、災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(第一二〇二二号)

第一一三六号 平成十年四月三日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願(二三通)

請願者 福岡県山門郡瀬高町大字大江一、  
二九七 上津原博 外二百九十九  
名  
紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一六六号 平成十年四月三日受理  
災害被災者等支援法案の今国会での成立に関する請願(二三通)

請願者 神戸市灘区中郷町二ノ二ノ四 鈴  
木長士郎 外十八名  
紹介議員 大森 礼子君  
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六七号 平成十年四月三日受理  
災害被災者等支援法案の今国会での成立に関する請願

請願者 埼玉県春日部市浜川一ノ一  
一六 斎藤喜代美 外四千四百四  
十一名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二〇二二号 平成十年四月七日受理  
災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市浜町一、二六七 南  
久子 外四十九名

紹介議員 片上 公人君  
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、被災者生活再建支援法案(清水達雄君外六名発議)

被災者生活再建支援法案  
被災者生活再建支援法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条―第五条)
- 第三章 被災者生活再建支援基金(第六条―第十七条)
- 第四章 国の補助等(第十八条・第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条・第二十一条)
- 第六章 罰則(第二十二条―第二十四条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯とし

て政令で定めるものをいう。  
第二章 被災者生活再建支援金の支給  
(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の総理府令で定めるところにより算定した収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が五百万円以下である世帯 百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの(収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。)又は総理府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

(支給事務の委託)  
第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあつては、当該基金)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(政令への委任)  
第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援基金  
(指定等)  
第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次に規定する業務(以下「支援業務」という。)を

適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限り、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)  
第七条 基金は、次に掲げる業務を行うものとする。

踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するために必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)  
第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に依つて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもつて充てるものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)  
第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)  
第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点から

第十二条 基金は、毎事業年度、総理府令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(事業計画等)  
第十二条 基金は、毎事業年度、総理府令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、

踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するために必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)  
第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に依つて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもつて充てるものとする。

(業務規程の認可)  
第十一条 基金は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(事業計画等)  
第十二条 基金は、毎事業年度、総理府令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、

きも、同様とする。

2 基金は、総理府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、基金に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、基金がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により基金が交付する額及び同条第二号の規定により基金が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(国の配慮)

第十九条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、基金の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があつた場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下この年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

(検討)

第二条 自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために

必要な措置が講ぜられるものとする。

(国土庁設置法の一部改正)

第三条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中セをストし、モをセとし、ヒをモとし、エをヒとし、シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キの次に次のように加える。

ユ 被災者生活再建支援法(平成十年法律第 号)

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、近年の災害の状況に加え、過去の大規模地震の状況等を勘案すると、平均して年約十億円の見込みである。





平成十年五月一日印刷

平成十年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K